

マタニティマーク使用規程

〔 令 和 5 年 4 月 1 日
成 育 局 母 子 保 健 課 長 決 定 〕

（趣旨）

第1条 この規程は、マタニティマークを使用する場合の取扱いに関し、必要事項を定めるものとする。

第2条 妊産婦が交通機関等を利用する際に身に付け、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするものである。さらに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組や呼びかけ文を付してポスター等として掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するものである。

（使用制限）

第3条 こども家庭庁及びこども家庭庁の職員以外の第三者は、マタニティマークの趣旨に基づいた場合に、自由に使用できる。ただし、次に掲げる場合には、マタニティマークを使用することはできない。

- 一 営利を主たる目的とした場合。
- 二 マタニティマークの作成趣旨に反するなど、著しく不相当と認められる場合。
- 三 商品等の品質や安全性を保証する目的で使用した場合。

（使用の中止等）

第4条 マタニティマークの使用に関し、前条各号に該当すると認められるとき、又はマタニティマークと誤認される類似のマークの使用等、不適切であると認められるときは、こども家庭庁成育局母子保健課は、その使用を差し止めることができる。

（報告）

第5条 マタニティマークを使用した場合には、使用後に遅滞なくマタニティマーク使用報告書（別紙様式）、及び使用物品等の現物、写真又はコピーを「健やか親子21」事務局に、メールで提出すること。

【必要記載事項】

- (1) 自治体名または団体名
- (2) 住所
- (3) 担当者名及び連絡先（電話、メールアドレス）
- (4) 使用目的
- (5) 使用物（ポスター、キーホルダー等の使用物品等の現物、写真又はコピーを提出すること。ホームページに掲載する場合にはURLを報告すること。）

（使用料）

第6条 マタニティマークの使用料については、無料とする。

（マタニティマークに関わる権利）

第7条 マタニティマークに関する一切の権利は、こども家庭庁に帰属する。

（規程の改定）

第8条 この規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

（附則）

第9条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(別紙)

<マタニティマーク使用報告書>

報告日：令和 年 月 日

記載事項	記載欄
自治体名、または団体名	
住所	
担当者名	
連絡先	
(1) 電話	
(2) メールアドレス	
4. 使用目的	
5. 使用物 ※ポスター、キーホルダー等の使用物品等の現物、写真又はコピーを提出して下さい。 ※ホームページに掲載する場合には URL を記載して下さい。	

(参考)

＜マタニティマークの使用＞

1. デザイン等

1) ダウンロード用デザイン(jpg ファイル、イラストレーター:606KB)

＜呼びかけ文 例：「禁煙にご協力下さい」＞

＜ポスター＞

2) 多くの人が見て分かるように、下記の事項に留意すること。

(1) カラーで使用する場合には、色は変えないこと。

(2) 大きさは拡大、又は縮小して使用できるが、マークを変形しないこと。

(3) マークに呼びかけ文以外のデザインは加えないこと。

2. 呼びかけ文

交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関が、妊産婦さんにやさしい環境づくりに向けて、その取組や呼びかけ文を付して使用することができる。なお企業が使用する場合には、妊産婦さんにやさしい環境づくりに向けて、その取組や呼びかけ文を付して使用すること。

(例) 交通機関等での取組例：「座席は譲りあっておかけ下さい」 受動喫煙の防止対策例：「禁煙にご協力下さい」「禁煙席があります」

エレベーター等の乗降、段差のある場所での配慮等の例：「妊婦さん

やお子さんを連れている方に配慮を」

3. 使用例

- ・ 公共交通機関のポスターに掲載、医療機関の駐車場の看板に使用
- ・ 実費相当分のマタニティマークグッズ・商品の作成・配布（販売）
- ・ 妊産婦さんにやさしい環境づくりをしている企業の商品に、その商品が妊産婦に配慮した商品であるということを示す目的で、商品に妊産婦さんにやさしい環境づくりに向けて、その取組や呼びかけ文を付して掲載する。

※ただし、営利を主たる目的とした使用例は、当方から確認させて頂き、利用方法の見直しをお願いすることがあります。

※また、マタニティマークを掲載することで、あたかもこども家庭庁がその個別の商品を承認・推奨しているかのように、消費者に誤解を与えかねない利用をしている場合には、利用方法の見直し等をお願いする場合があります。

【報告先・問合せ先】

「健やか親子21」事務局

※令和5年4月からマタニティマークの使用管理等の運営について、こども家庭庁から上記事務局へ委託しています。